

第1回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

一 会議の日時及び場所

日時：平成31年2月20日（水）16:00～18:00

場所：中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

二 出席した委員の氏名

阿部恭久委員、岡崎直人委員、木所康夫委員、黒沢幸子委員、小泉典章委員、佐藤しのぶ委員、田上啓子委員、谷崎哲也委員、中村努委員、浜田節子委員、樋口進委員、増田悦子委員、松本恒雄委員、ユウ委員、吉倉和宏委員

三 議事

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長の選任
4. 会議運営規則の決定
5. 事務局からの説明
6. 意見交換
7. 推進副本部長（宮腰国務大臣）からの挨拶
8. 閉会

○中川ギャンブル等依存症対策総括官 定刻より若干早いですけれども、ただいまから、第1回「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、ギャンブル等依存症対策総括官の中川でございます。会長を選任していただくまでの間、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議事に入っていただく前に、お手元の資料1、本会議の委員名簿を御覧いただきたいと思います。

ギャンブル等依存症対策基本法第33条第2項に規定する「ギャンブル等依存症である者及びその家族を代表する者」、「関係事業者」、「ギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者」として、15名の皆様が、本日付で、内閣総理大臣から委員の任命をされております。

名簿に沿って、五十音順で委員の皆様を御紹介いたします。後ほど、議事の中で自己紹介を兼ねまして自由に御発言いただく時間を設けておりますので、今の段階では、お名前のみ私のほうから読み上げさせていただきますと思います。

阿部恭久委員

岡崎直人委員

木所康夫委員

黒沢幸子委員

小泉典章委員

佐藤しのぶ委員

田上啓子委員

谷崎哲也委員

中村努委員

浜田節子委員

樋口進委員

増田悦子委員

松本恒雄委員

ユウ委員

吉倉和宏委員

なお、浜田委員は本日所用により遅れて参加されると伺っておりますけれども、この会議の定足数は、推進本部令第3条第1項で過半数ということになっておりまして、本日の出席者は現時点で14名でございますので過半数に達しており、会議が成立していますことを御報告申し上げたいと思います。

それでは、会長の選任に移らせていただきたいと思います。推進本部令第2条第1項に「関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任する」と規定されております。

どなたか御推薦はございますでしょうか。

松本委員、お願いいたします。

○松本委員 松本でございます。

先ほど委員の御紹介がありましたけれども、依存症の御本人、あるいは家族の方、ギャンブル関連の事業者の方、第三者的な専門家的な立場の方から成っているわけで、やはり会長は第三者的な立場の方がやられるのがいいのではないかと思います。

その中で、依存症対策ということだと医療がメインになると思います。この分野の国の中核的な医療機関であります久里浜医療センター院長の樋口先生がおられますので、最適ではないかと思います。

○中川ギャンブル等依存症対策総括官 松本委員、どうもありがとうございました。

他に御推薦はございますでしょうか。

ただいま、松本委員から、樋口委員を推薦する御意見がございましたけれども、樋口委員に会長に御就任いただくということでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と声あり】

○中川ギャンブル等依存症対策総括官 ありがとうございます。

それでは、樋口委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○樋口委員 ありがとうございます。謹んでお受けしたいと思います。

○中川ギャンブル等依存症対策総括官 ありがとうございます。

それでは、樋口委員に会長に御就任いただくことで決定いたしました。

早速ではございますけれども、樋口会長、恐縮ですが、真ん中の会長席にお移りいただきたいと存じます。

【樋口会長、会長席へ移動】

○中川ギャンブル等依存症対策総括官 それでは、推進本部令第2条第2項に「会長は、会務を総理」と規定されておりますので、今後の議事運営につきましては樋口会長にお願いをしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○樋口会長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

議事を早速、始めてまいりたいと思います。

まず、会議の運営方法についてお諮りしたいと思います。

事務局のほうから御説明をお願いします。

○徳永ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官 それでは、事務局より説明をさせていただきます。事務局審議官をしております徳永と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議運営規則（案）」について御説明いたします。資料２を御覧いただければと思います。

資料２の規則案は、会議の運営に関する必要な事項につきまして、ギャンブル等依存症対策基本法及び推進本部令に定めているもの以外のものを定めるものでございます。

具体的には、会議の招集につきまして、第２条で、会議は会長があらかじめ期日、場所及び議題を通知して招集すること。

第３条で、必要があるときは、会長は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができること。

第４条で、会長は、会議に諮った上で、会議を公開することができること。

第５条で、議事録の記載事項、また、議事録及び会議資料は原則として公開すること。

第６条で、この規則以外の必要な事項があれば、会長が定めることをそれぞれ規定しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○樋口会長 ありがとうございます。

会議の運営方法につきまして、ただいま事務局から御説明がございました。何か質問、御意見等はございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、そのように行ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会議の公開につきましては、運営規則第４条のとおりとし、後日議事録を公表させていただきたいと思います。

さて、本日の進め方ですけれども、まず、事務局から、これまでの政府の取組、ギャンブル等依存症対策基本法について、関係者会議の今後の進め方等について、御説明いただきたいと思います。

続きまして、本日は初回ですので、先ほどお話もありましたとおり、自己紹介も兼ねて全ての委員に自由に御発言をいただきたいと思います。

岡崎委員から時計回りをお願いしたいと思います。時間の都合上、お一人様５分程度で御発言をお願いいたします。

なお、事務局の説明に対する質問がございましたら、併せて御発言ください。時間の許す限り、事務局から回答いたします。

最後に、ギャンブル等依存症対策推進本部の副本部長である、ギャンブル等依存症対

策推進担当の宮腰国務大臣から御挨拶がございます。公務の都合で宮腰大臣は17時15分頃にお越しになると聞いております。

それでは、事務局よりこれまでの政府の取組等についてお聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○徳永ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官　それでは、事務局より、3点について御説明をさせていただきます。

まず、これまでの政府のギャンブル等依存症対策の取組についてであります。恐縮ですが、資料6と資料7を御覧いただければと思います。

政府におきましては、平成28年12月のいわゆるIR推進法の成立を契機といたしまして、幅広くギャンブル等全般について包括的な対策を推進するために、同月、官房長官が主宰するギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を立ち上げました。そして、翌29年8月には、資料6で配布させていただいております「ギャンブル等依存症対策の強化について」を決定したところでございます。この強化策におきましては、公営競技やぱちんこ事業者の相談対応の強化、あるいはアクセスの制限、インターネット投票における取組の強化、射幸性の抑制等のほか、医療・回復支援、学校教育、消費者行政における対応がそれぞれ決定されております。この決定以降、この強化策に基づきまして、関係省庁、施行者、事業者が連携を密にして、対策をこれまで進めてきたところでございます。

資料7は、昨年末までの政府の主な取組結果をまとめたものでございます。

例えば、公営競技の施行者あるいはぱちんこ事業者の取組におきましては、施行者等の相談窓口の整備のほか、相談機関でございます「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」や「ギャンブル依存症予防回復支援センター」の設立、「リカバリーサポート・ネットワーク」の対応拡充が図られたこと。競走場等やインターネット投票におきましては、本人や家族の申告によるアクセス制限が導入されていること。国家公安委員会規則の改正によりパチンコ等の遊技機の出玉規制の見直し等がなされていること。競走場等のATMのキャッシング機能の廃止や、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の各パチンコ店舗への配置等が進められているところでございます。

また、医療・回復支援におきましては、全国67の都道府県及び政令指定都市を対象に、専門医療機関や治療拠点・相談拠点の整備が進められていること。依存症対策全国センターとして樋口会長が院長でおられます久里浜医療センターが指定されたこと。GA等自助グループ等の民間団体を支援する事業が創設されたこと。

学校教育、消費者行政における対応におきましては、ギャンブル等依存症について、高等学校の学習指導要領解説に記載されたこと。消費者向けの注意喚起、啓発資料の作成や消費生活センター、多重債務相談窓口等における対応マニュアルの作成等が進められたところでございます。

まだまだ課題は残されているところと存じますが、これらはいずれも基本法に基づく

基本計画の土台となるものと考えております。

続きまして、ギャンブル等依存症対策基本法について、かいつまんで御説明させていただきます。前後いたしますが、資料3にお戻りいただきまして、基本法概要を御覧いただければと思います。

議員立法でございます基本法は、昨年7月、第196回通常国会で成立しまして、10月5日から施行されたところでございます。施行に伴い、内閣に、資料3の10に記載しております、内閣官房長官を本部長、宮腰国务大臣等を副本部長、関係閣僚を本部員とするギャンブル等依存症対策推進本部が設置されております。この推進本部は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案の作成、そして、その実施の推進等を所掌しております。

基本法におきましては、資料3の2に記載のとおり、ギャンブル等依存症につきまして、ギャンブル等、すなわち公営競技やパチンコ、その他の射幸行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態と定義しております。医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して、支援を必要とする人たちに対し、対策がとられるようにすることをその趣旨としていると承知しております。

また、ギャンブル等依存症及びこれに関連して生じる多重債務、貧困、虐待、自殺等の問題をギャンブル等依存症問題と捉えまして、6に記載のとおり、問題に関する国民の関心と理解を深めるために、毎年5月14日から20日までをギャンブル等依存症問題啓発週間と定めております。

基本法の中核は、8に記載の、政府に対しギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、基本計画の閣議決定、そして少なくとも3年ごとの見直しを義務付けていること、また、都道府県に対しても計画の作成の努力義務を課していることでございます。

基本計画に盛り込む基本的施策としましては、9に記載の教育の振興など10項目が規定されているところでございます。このうちギャンブル等依存症問題の実態調査につきましては、3年ごとに実施することとされております。先ほど申し上げました基本計画の見直しと併せて、3年ごとのPDCAサイクルによる不断の取組が求められているところでございます。

また、資料3の11に記載のとおり、推進本部におきましては、本日お集まりいただきましたギャンブル等依存症対策推進関係者会議が設置され、推進本部が基本計画の案を作成する際等には、関係者会議の御意見を聴くことが義務付けられております。

また、基本法には、資料4にお付けしております参議院内閣委員会の附帯決議が付されております。この附帯決議におきましても、関係者会議の運営に当たりましては、ギャンブル等依存症の当事者の方、あるいはその御家族の御意見を十分に聴取することが求められているところでございます。

最後に、「関係者会議の今後の進め方について（案）」を御説明いたします。資料8を御覧いただければと思います。

昨年10月19日に開催されました第1回推進本部におきまして、本年5月の啓発週間の前までに、この基本計画を閣議決定する方針が確認されているところでございます。その上で、本日の第1回関係者会議の後は、3月上旬には第2回関係者会議を開催し、その際には、事務局のほうから基本計画の案をお示しして、皆様方の御意見を頂戴し、意見交換を行うことを考えております。また、この関係者会議のプロセスと並行いたしまして、基本計画案につきましては、パブリックコメントを実施する予定でございます。

3月中には、必要に応じまして複数回この関係者会議を開催していただき、意見交換を行われた後、4月初めには関係者会議の議論をおまとめいただき、4月中、すなわち5月の啓発週間の前までには推進本部における基本計画案の決定、閣議決定をお願いしたいと考えているところでございます。

3月中はタイトな日程が想定されるところでございますが、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方それぞれから御発言をいただきたいと思います。先ほど申したとおり、岡崎委員から時計回りで順次発言をお願いしたいと思います。お一人様5分程度ですので、どうぞ時間を守ってお願いしたいと思います。

それでは、岡崎委員、どうぞよろしくお願いします。

○岡崎委員 御紹介いただきました岡崎でございます。

私は現在、仕事といたしましては、精神保健福祉士の養成を行っている教員でございます。前からアルコール関連問題ソーシャルワーカー協会という、ソーシャルワーカーの団体をやっております、現在その会長もさせていただいております。

もう一つの役職としまして、特定非営利活動法人ジャパンマックの代表理事もしております、その法人が行いました調査研究として皆様のお手元にピンクの報告書をお配りさせていただきました。こちらは依存症の回復施設ジャパンマックが三菱財団から助成いただきまして、今年度、ギャンブル依存症者に対する支援プログラムの調査研究を行った報告書でございます。ちょっとだけ御紹介させていただくと、10ページにあります、全国の140のギャンブル依存症回復施設と思われるところに郵送でアンケートをお送りいたしまして、ギャンブルに問題を持つ方を受け入れている56施設において、その受け入れ人数をお聞きしましたが、現在利用していらっしゃる方は、まだまだ非常に少ないところが多く、1人から5人というところが大半の30施設になっております。

もう一つ御紹介したいのは、18ページの「プログラムを新たに展開する上で必要な条件」としては、回復を促進する治療、SHGというのはセルフヘルプグループ、自助グループのことですけれども、リハビリ施設の充実が必要だと書いてございます。アンケー

トの中には、なかなか人が集まらないという、ちょっと矛盾したような情報もございますけれども、これはまだ広報が行き届いていないのかなと感じております。

先日、釜山で国際学会があったときに、韓国の先生のお話をお聞きしましたところ、韓国ではヘルプラインということで、電話番号で「1336」をかけると全てギャンブルの相談ができるようなシステムになっているということで、認知度を上げていくことになり取り組んでいらっしゃるそうです。

電話相談ですとか相談機関が増えてきているというのは、先ほどの事務局のお話でもございましたけれども、もう一つ私が思いますのは、もう少し深刻な状態になったというか重い方の受け皿として、個別の相談ですとかギャンブルに関する心理教育、あるいはグループによる支援というようなところも非常に大事なのかなと思っております。

もちろん、医療機関や相談機関、精神保健福祉センター、保健所等でこれから取り組んでいくということもあるのですが、もう一つ、依存症では当事者の使命感のあるといえますか、本日も当事者の方たちが関係者会議でも何人か御出席されていますけれども、その方たちの力を借りるというのはすごく大事だと思っております。他の依存症ですと、アルコールですと断酒会がかなり熱心にやられておりますし、薬物依存ですとダルクがかなり強力な機関として位置づけられていると思うのですが、ギャンブルは取り組んでいらっしゃる施設の方もいらっしゃいますが、まだまだそのあたりは非常に少ない。力が足りないのかなと思っております。

もう一つ、これは制度的な問題もございますけれども、障害者総合支援法ということで運営されている施設がありますが、このアンケートの中でもどんな形で運営しているかということを知っております。障害者総合支援法で運営しているところもありますが、なかなかギャンブルの問題は障害者の枠に収まり切れない、収まらないという側面もございます。また、家族の相談もなかなか障害者総合支援法の中には含まれないというところがありまして、このあたり、もう少し回復施設を中心とした取組が進められるといいのかなと思っております。

具体的には、例えば今、医療機関ですとか相談機関を都道府県が指定することになっておりますが、回復施設に関しても、ギャンブルの場合には関係機関がすごく少ないということもありますので、都道府県が指名していただくようなシステムが必要だと思いますし、お金のことを言うと実現は難しいのかもしれませんが、何か経済的な支援をいただくと、そういう形での支援がもっと広げられるのではないかと考えております。

なお、もう一つは教育の問題で、私が携わっている精神保健福祉士の教育に関しましては、依存症を加えるようにという会議が始まりまして、今、検討中ということで、こちらのほうは徐々に盛り込まれていくのではないかとこのことを御報告したいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○樋口会長 岡崎委員、ありがとうございました。

中でもし御質問等が出てきた場合には、後で一括して事務局のほうで対応できるものは事務局のほうにお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、黒沢委員、どうぞよろしくお願いします。

○黒沢委員 御紹介にあずかりました黒沢と申します。

ただいま岡崎委員がお話してくださいましたが、岡崎委員は精神保健福祉士を養成されているということですが、私は、大学・大学院でいわゆる臨床心理士、そして、ちょうど今年度から国家資格として始まりました公認心理士という専門職を養成する教育機関におります。

また、自分の臨床のほうの専門としてはスクールカウンセリングということになります。1995年から開始されましたスクールカウンセラーの活用調査研究委託事業といって、日本の公教育の中にスクールカウンセラーを導入した、そのときの第1期のメンバーとしてやらせていただきました。それ以来、スクールカウンセリングという新たな領域で、子供たちや保護者の相談、先生方への助言や連携といった様々な実践や研究テーマが、自分のライフワークとなっております。

ですから、児童・生徒から、そして、大学でも教えておりますので大学生も含めて、いわゆる青少年のメンタルヘルスやそれに関連する相談に携わっていることになります。特に小中高生ですと、保護者の問題が子供たちに大きく影響しますし、また、子供たちが自分を活かしてどのようにより良く成長していくか、それにはどのような関わりや活動が有効かに関心を持ってやってきております。

全国の教育委員会などのセンターが主催する先生方に向けた研修や、児童相談所や少年矯正機関の職員の方々などと研修や勉強会をさせていただく機会などがとても多いような立場にもおります。そのため、個々に関わっている首都圏などの学校や子供たちだけでなく、全国の学校や関連機関における様々な子供たちのメンタルヘルスなどの課題も最前線で伺っていることになります。正直に申し上げますと、自分はギャンブル等依存の専門家というわけではないのですが、子供たちの心の成長・発達ということは何より大事に考えて関わる、また、今後も色々な関係者と連携を図っていく心理職の立場からも、この場で、様々なお立場の皆様から多くを学びながら、少しでも子供たちの成長に役立つことを考えられたらいいと思い、参加させていただいております。

既に高等学校学習指導要領の解説ということでは、この内容について盛り込まれつつあるということであり、また、資料6にもございますように、学校教育の方面では中高大学生向けの啓発の実施ということで、これは今後作成されていくものかと思います。この学校教育などの領域に関連する対策等が、より私が皆様と考えさせていただけるころかと思っております。

学校や教育の場面では、何か事が起こってからカウンセリングや相談を受けて解決さ

せていくということももちろん大事ですが、できるだけ予防的に、あるいはそういうことにきちんと向き合い対処できるスキルを身につけるような、心理教育的なプログラムというところが今、さらに大事になっていると思っています。

そのような中で、ここでは、ギャンブル等となっておりますけれども、今、子供たちは課金のあるようなゲーム、ガチャと言われるような仕組みのあるゲームへの過度な傾倒、ゲーム依存と呼ばれたりもしていますが、現実的にはその方が切実に課題だと感じています。また、インターネットで様々なことができるようになって、例えば親のカードの番号などをうまく操作してしまいますと、仮想通貨なども利用して本当に容易に、子供がワクワクして一攫千金を狙うようなマネー・ゲームができてしまう現実があります。本当にここ数年、日々子供たちのゲームやインターネットの依存と言えるような重大な状況に向き合っているところです。そういう幅広い意味での依存といえるような問題も青少年のことに絡んで考えさせていただきたいと思っております、その中で少しでも皆様と一緒に協力し合えたらいいと願っております。

また、子供たちへの様々な心理教育的な予防的プログラムについては、ギャンブル等に関するものは諸外国の文献を見渡しますと、北米諸外国では取り組まれており、一定の効果も示されていて学ぶところが多いと思います。それでも効果、成果について、確固たるエビデンスという意味ではそこまできちんとした研究がまだなされていないところでもありますし、日本とは諸事情が違うとも考えられます。日本では成人の調査をしっかりとやっていく段階で、まだ青少年のギャンブル等依存の実態も十分に明らかになっていない状況だと思います。高校生や大学生への啓発的なものは少しずつ試みられているかもしれませんが、そう多くはなく、また、予防的なプログラムという意味では、ほぼ開発もすべてこれから始められようとしている段階と思っています。そういうところも踏まえて、一緒に考えていけたらと思っています。

子供たちには何を教えるかとか、何を伝えるか、ということと同時に、またそれ以上に、どのように教えるか、どのように伝えるかということが大事になってくると思っています。折しも、学校教育ではアクティブラーニングなどのような体験的な学びが重視されてきているのも、そのような意味があつてのことだと思います。表面的な知識やスローガンに終始しないことを、一緒に考えていけたらと思っております。

ありがとうございました。

○樋口会長 黒沢委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、小泉委員、よろしくお願いいたします。

○小泉委員 長野県におけるギャンブル等依存症対策の流れを紹介させていただきます。

主に3つぐらいにまとめられると思うのですが、1つは自助グループの組織育成ということで、10年ぐらい前から当センターでギャンブルの相談が増えてきたもので

すから、当事者のためにグループを作ったのですね。センターでは珍しいのですけれども、夜間にミーティングをやるということでしたら続けて、それは将来的には、そのころ長野県になかったGAにつなげていこうということで、1年半ぐらいセンターの中で夜間にやっていて、新潟県の人にも来られたということも思い出です。

そのころのメンバーは、もう今、亡くなったりした方もいらっしゃるのですけれども、GA長野というのをうちの参加しているメンバーで発足したのです。自助グループ化するとやはり早いもので、GA長野グループ、松本とか、上田とか、どんどん加速度的に長野県内にGAができていったという一つの流れがございます。

ギャマノンとも非常に関係が深くて、今、5つ長野県内にギャマノンもありまして、GAとギャマノンは非常に仲が良いですから、年に1回、GA・アンド・ギャマノンセミナーを開催されていますけれども、そこでも協力させていただいております。

ギャンブルの相談を今年度見ていまして、本当にアルコールの相談件数に匹敵するぐらい増えてきてまいりまして、4月から厚生労働省の依存症相談拠点というのを受けまして、アルコール、薬物、ギャンブルと3つともに当センターで受けたのですけれども、うちのセンターは家族支援に力を入れておりまして、家族相談は全県的に受けておりますし、家族教室を平成21年からずっとセンターの中で続けてやっております。また、家族講座としまして、長野県は広いですから、保健所と共催で家族講座をぐるぐる回しながら、今、長野県内各地で開いております。

3番目として、当事者グループですけれども、うちのセンターでやっているのですが、いわゆるSMARPP（スマープ）というアルコールと薬物の認知行動を利用したプログラムがあるのですけれども、これにギャンブルを入れまして、うちのセンター独自でARPPS（アルプス）というプログラムを開発したのです。センターの中で見れば、ギャンブル依存症だけに特化したプログラムをやっているところもございます。うちは3つ一緒にやるグループをやりまして、これはどうしてかといいますと、うちのセンターのような小さいところだとスタッフがなかなか出せず、個々の依存症ごとにグループができないものですから、3つ一緒にやっていて、今、ちゃんとアルコール依存症の人にもギャンブル依存症の人と一緒に来られて、いわゆる依存症ということのプログラムを作ってやっております。これはしばらくこの形でずっといこうと思ひまして、今、よその県から見学においでになっております。

最後に動きですけれども、この1月に長野県内でこのような会議同じで、当事者の方とか業界の方、あとは医師会とか大学の関係者の方に来ていただいて、長野県内のギャンブル等依存症の対策会議を開催しまして、これから更に長野県内のギャンブル等依存症対策を発展させていこうと考えております。

以上です。

○樋口会長　ありがとうございました。

続きまして、谷崎委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○谷崎委員 日本司法書士会連合会の谷崎と申します。

医療関係者、福祉関係者の方々の後で、多少私のほうは色が違うかと思っているのですが、私たちの団体は、全国50の各県の単位会の集合体ということでございまして、50の単位会各々に一つ以上の、全国の百何十カ所に司法書士総合相談センターというものを持っております。そちらのほうで多数の多重債務の相談を受けておりまして、その中で借金の理由等にギャンブルが含まれる、依存症と思われるような方々がおられるということで、具体的に言いますと、借り方ですね。特にパチンコの方は、一日に十数回お金を引っ張り出すとか、キャッシングを行うとかいうところで、私たちが相談の場の聞き取りで書類等を見て発見し、自助グループであったり、医療関係者であったりというところにつないでいく。私たちはそういうお手伝いをしているところでございます。

医療的なもの等につきましては、専門家ではございませんので、私たちは法律的な部分で、御本人さん、また家族の方々の不安な部分を取り除くというところに集中させていただきます。ただ、全国的に自助グループの方であるとか医療関係者の方々の研修等は受けておりますので、依存症の方々はこういった特性があって、こういったところに注意しなければいけないか。これはちょっと違いますけれども、鬱の状態の方等の御相談につきましても、医療関係者の方々と連携をとりながら行っているところでございます。

また、私たちは自死の問題にも取り組んでおりまして、自死の部分で言いまして、根本にギャンブル等の依存症、アルコール等の依存症などの問題が中心にあるということも多々あります。なので、そういった部分で皆さんの不安を取り除き、適切な関係機関につなぐというのが私たちの仕事ではないかと考え、そういった視点から色々なお話ができて、意見交換ができればと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

○樋口会長 谷崎委員、ありがとうございました。

浜田委員はまだ到着されていないようでございますので、増田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員 全国消費生活相談員協会理事長をしております増田と申します。よろしくお願いいたします。

私どもの団体は、全国の自治体の消費生活センターに勤務する消費生活相談員を主な構成員とする団体でございます。私も長く消費生活相談員をやっておりました。

消費生活センターでは様々な御相談を受けます。ギャンブルに関する御相談自体は少ないのですけれども、それでも御相談をいただきますと、時間が大変長くなる御相談が多くあったと思います。

家族の方からの御相談、それから本人からの御相談がございますが家族の方からのが多くございます。最近は御紹介する医療の窓口とか多重債務の窓口もありますので、こちらのほうに御紹介しやすくなりましたが、やはりそこに一步踏み出すということは非常にハードルが高く、私どもがついて行って差し上げればいいのですけれども、そういうことができないと、なかなかすぐに行かないだろうと、電話のこちらで期待ができないと思っているところです。

そして、御本人から御相談いただいた場合は、依存症であるということの認識がありませんので、様々なことを話しながら、それはやはり普通の状態ではないと、病院に行ったほうがいいというところまで、理解してもらうことを心がけてはいますけれども、その後どうなったのかなと心配することがよくあります。

傾向としては、精神に問題がある方、心の病にかかってしまっている方、あるいは障害をお持ちの方が引きこもってしまったときに依存になるということがあるのではないかと思います。最近は成年年齢引き下げもございますし、未成年者の問題も非常に重要だと思っております。特に問題だと思っているのは、インターネット取引ができることです。未成年者の年齢確認をどのようにするのかというところが非常に懸念されます。今後、20歳ではなく18歳の方が簡単に購入できるということになると、やはり生活する力が、まだ無いわけで、消費者教育というのも十分ではない中で、どのように自分のお金を使っていくのかというところが問題だと思っております。

また、与信というのが最後の砦でございますので、クレジットであるとか、貸金であるとか、そこでできっちり対応していただきたいと思っています。

依存といっても、ギャンブルだけではなく、先ほど先生がおっしゃっていたオンラインゲームに関しても、私どもとしては同種の依存だという認識がございます。ギャンブルといいますとハードルが少しありますが、オンラインゲームの場合、これはギャンブルではない、ギャンブルとはほど遠いという感覚なのですが、ガチャや課金の問題があるオンラインゲームは誰でもやっていることですので、非常にハードルが低いものです。そういうところも含めて教育ということを考えていかなくはいけないのかなと思っています。

最後に、教育現場ですけれども、学習指導要領に書きましたというだけでは、実際には教育はされません。先生方は大変忙しい状況で、様々な教育をしなくてはいけないものですから、それをギャンブルのところまで広げてできるのかどうか。実効性のある施策ができるかというところが問題ではないかと思っております。

以上です。

○樋口会長　ありがとうございました。

それでは、松本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○松本委員 国民生活センターの理事長をやっております松本です。よろしくお願いいたします。

国民生活センターは、消費者問題に関する国の独立行政法人として様々な問題に取り組んでいるわけですが、メインになりますのは相談業務です。我々自身が相談に応じるというよりは、現場で相談をやっている全国の消費生活センターを支援する、バックアップするというのが我々の主たる任務でございます。大学病院が自ら患者の治療をやっているような形の、我々が直接相談に応じるというのも一定割合ございますけれども、基本は支援ということになります。

その支援の仕方ですが、一つは情報面で支援をしている。すなわち年間90数万件の相談を全国で受け付けています。その相談を全てデータベース化して検索できるように我々が管理をしております。そこから様々な問題を分析して、消費者に対する注意喚起をしたり、あるいは事業者に対する要望をしたり、関係行政機関に対してもう少し取り締まりをやってくださいとか、法制面でもう少しこういう対応をしてくださいというような要望をする。相談情報をベースにして様々な方面に働きかけていくというのが仕事です。もちろん、相談者に助言をする過程で当該個別問題の解決に寄与するということもやっておりますが、相談情報の分析を通じて、より大きな形で世の中に影響を与えていくというのが我々の仕事でございます。

もう一面、増田委員もそうですけれども、相談員の方の研修、必要な情報提供というのも我々の業務です。さらに、最近では、消費者教育に何らかの形で携わる方々に対する研修というのも我々の業務になってきております。

最初に述べました相談という観点からデータを分析したのですが、ギャンブルそのもの、あるいは依存症そのものの形で相談が来るということはほとんど無くて、他の形の消費者問題の相談を聞き取っている中で、きっかけはギャンブルだなというところがわかってくるケースが多いわけです。多くは多重債務という形で顕在化してまいります。多重債務についてデータを調べますと、10年前は相談件数が年間10万件近かったのですが、ここ2、3年、2万件台の後半ということで相当減っております。これはギャンブル依存症が減っているわけではなくて、高利の規制とか貸金業の規制で一定の効果が出てきている。それにもかかわらず、これだけ残っているというのは、単に金利の問題とか、安易に貸し付けるといったこと以外の多重債務の要因が残っているということが推測できると思います。

もう一点、これも増田委員がおっしゃいましたけれども、多重債務の相談につきましては、御本人からの相談と家族からの相談、両方ございます。一般的な相談に比べますと、多重債務絡みの相談のほうが家族からの相談の割合が高いということがございます。一般相談の場合には、家族からの相談は20%弱です。ところが、多重債務絡みの相談は約3分の1が家族からの相談だということであります。つまり、家族にしわ寄せが来ているケースが多いのではないかと思います。

したがって、本人からの相談に応じることは当然重要ですが、周辺の家族からも簡単に相談ができる、心理的な障害なしに、家族からもアクセスできるような相談窓口、環境をつくっていくということが重要ではないかと考えます。

他方で、依存症とは言えないのだけでも、ギャンブル絡みの相談というのが幾つかございまして、典型が、パチンコ必勝法とか、競馬の必勝法とか、必勝法と称して情報を売ってお金を取るもの。しかし、中身は何の意味もない詐欺的商法だというものがございまして。また、スマホゲームの依存症で、親のクレジットカードを勝手に利用して課金するというようなトラブルも生じているところです。

この場での議論の成果を、我々としては、主として研修の形で反映できるのではないかと期待しているところです。よろしくお願いいたします。

○樋口会長 松本委員、ありがとうございました。データも示していただきまして、ありがとうございます。

続きまして、阿部委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部委員 私は、パチンコ・パチスロ産業21世紀会の代表ということで、パチンコ・パチスロ産業21世紀会というのは、業界14団体で構成してつくっている任意団体になっておりまして、私自身は全日本遊技事業協同組合連合会、全国のパチンコ店の組合の全国組織の理事長をやらせていただいております。

私ども、そういった部分で業界としては、以前から、行き過ぎた遊技というものは良くないよねということをずっと言い続けていまして、ここにも書いておりますけれども、リカバリーサポート・ネットワークというのは2006年から電話相談を始めています。ここ2年ほどはギャンブル依存のマスコミ報道が増えておりますので、相談件数も急激に伸びておりまして、昨年は6,000件をちょっと切るぐらいで、今年は多分6,000件を超えるスピードで相談件数が上がってきております。

そういう中で、リカバリーサポート・ネットワークにおいて電話を聞いて、単にパチンコをやめたらどうですかではなくて、要は生活環境だとか、何で起こっているのか、やはりそこを聞きながら、色々なアドバイスをしていくというような形をしております。

我々、業界では、パチンコ・パチスロ依存問題というふうに言わせていただいております。一般的にはギャンブル等依存症という形になっておりますけれども、我々は依存症とつくと病気ではないかと。病気に対応できるのはお医者さんですよと。我々は依存にならない状況までを一生懸命やろうよ、予防しようよというところで、依存問題という形で対応をさせていただいております。

資料7を見ていただいても、アクセス制限というところにありますけれども、今、営業所によって本人申請によるアクセス制限を行うとか、あと、遊技機においては出玉規制。今、玉が出なくなる、当たるという喜びをなかなか得られないということで、逆に

これがのめり込むのではない、逆効果になっているのではないかという議論も今、業界でしているところです。一般から見れば、玉が出ないほうが射幸性は落ちているのではないと言われるかもしれないけれども、遊ぶ方にしてみれば、当たるというその事実が欲しくなって突っ込んでいってしまうのではないか。この辺はこれからまだまだ議論が必要ではないかと思っています。

それと、多くのファンの方がお店に来られるわけですから、その他のところに事業者の取組としてありますけれども、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」というのを全国的にお店に配置しております。基本的には1店舗3人以上。1店舗3人という意味合いは、早番、遅番、それにお休みという形で、3人いれば基本的に誰かが必ず店にいるであろうということで3人以上ということで、昨年中に、今、パチンコ店は1万店弱ですけれども、3万人以上が講習を受けております。その講習も基本的にこれは約2時間の講習ですけれども、最初に私のほうで業界の依存問題の取組について、それから、パチンコ・パチスロ依存問題と、安心パチンコ・パチスロアドバイザーは何をやるのかという話。それから、その役割と、実際にどういう話が出てきたときに精神保健福祉センターや保健所につなぐかとか、そういった話。あと、お客様からの相談の実態の内容、それと、これからアドバイザーとしてどういう活動をしてほしいか。こういったものをまとめて随時講習をして、そういった相談を受けられる、要はお話し相手ができるような形。それによって、行き過ぎている方については精神保健福祉センターを御紹介したり、保健所を御紹介するというので、今、各お店にもリーフレットを用意して、そういったものをお渡しするというような形も実施しております。

我々、先ほどお話ししたとおり、行き過ぎた遊技はよくないと考えて今まで10数年進めておりますので、そうした中でより良い遊技環境をつくっていきたくて思っておりますので、先生方の御意見をいただきながら、また色々な業務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○樋口会長 阿部委員、どうもありがとうございました。

引き続きまして、木所委員、よろしくお願いいたします。

○木所委員 私は競馬の事業者でございます。日本中央競馬会です。

競馬の魅力と申しますのが、レースの迫力であるとか、馬が走りますので馬の美しさ、それから、やはり推理の楽しみというものが一体となって、長く親しむにつれて、名馬の子や孫たちが活躍する。さらには最近、女性ジョッキーの活躍で色々話題になっておりましたけれども、そういう面で楽しさ自体が深まっていくのかなと思います。

しかしながら、勝馬投票行為でございますけれども、大なり小なりギャンブル障害のリスクを伴うことは事実でございます。中央競馬の場合、基本的に土曜日、日曜日、

週末の開催でございますので、大多数のお客様は健全に競馬を楽しんでいただいているとは感じております。しかしながら、先ほど申し上げたようなギャンブル障害、こうしたリスクを減じて、長くお客様に競馬を楽しんでいただくというのが私ども競馬事業者の責務だと考えております。

また、競馬産業は馬をつくることから始まりまして、非常に裾野の広い競馬産業でございますが、こうした産業を持続的に発展させるためにも、こうした問題に真剣に取り組んでいくことが非常に重要なことと考えております。

また、基本法が昨年成立いたしましたして、この基本法の基本理念の中に障害の発症、進行、再発、各ステージにおける防止なり回復が大切だということが挙げられておりますけれども、私どもでもそういったことを十分踏まえまして、お客様に対する注意喚起、あるいは知識の普及啓発、そして相談窓口の設置、それからアクセス制限ですね。競馬場へのアクセス制限、あるいはATM対策等、これまで色々やっております。ただし、これらの施策というのは、どちらかと申しますと政府からの指導や御助言をいただく中で実施してきたことも事実でございます。今後、こうした対策の実を挙げるためには、より科学的知見に基づいた施策を深めていくことが必要なのかなと考えております。

あとは、どうしても事業者単体での取組にはおのずと限界がございますので、この基本法の中にも関係方面との連携、協調体制の整備ということが謳われておりますが、今後は私ども、他種公営競技とも十分協力して、あるいは関係機関と連携を深めていかなければいけないと考えております。

最後になりますけれども、私たち中央競馬でございますが、競馬の発展を通じて社会に貢献するというのが我々に課せられた使命でございますので、勝馬投票に起因するギャンブル障害のリスクに対して誠実に取り組みまして、JRAに課せられた使命をしっかりと果たしてまいりたいというのが基本的なスタンスです。

細かな方策については、今日配布されました資料の中に、これまで実施してきた内容が網羅されておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

以上でございます。

○樋口会長 木所委員、ありがとうございました。

続きまして、吉倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉倉委員 全国モーターボート競走施行者協議会の吉倉でございます。

私は、ギャンブル依存症にならない、そして、なっても安心な日本社会をどのようにつくっていくのかということが大切なポイントだと思っております。

先ほど、リカバリーサポート・ネットワークのほうで、パチンコの相談が中心だと思いますが、年間6,000件の相談を受けているというお話を伺いました。非常にたくさんの方々からの相談を受け付けていると思いますが、我々も、公営競技やパチンコに限ら

ず全てのギャンブル障害に対応する「ギャンブル依存症予防回復支援センター」というものを作りまして、24時間365日電話での相談を受け付けております。その1,500件の相談の中で回答して下さった方の約1割の方が何らかの精神疾患を抱えていらっしゃるという状況にあります。そして、債務整理を経験した方、もしくは債務整理中の方が4割強を占めているという状況でございます。

このような状況で、私たちは適切にプロの方々につないでいくということをしたいと思っているのですが、様々な課題、問題を抱えた方々を適切にどのようなにつなげていくのかということは、かなり高度な対応になると思っております。

一方、そういった専門家の方々は、十分な人数がいらない、養成されていないということもございますので、何とかそのところをうまく連携しながら対応できないかと思っております。

この連携についてですが、幾つか対策としても出てくるのですが、この連携は実は非常に難しいと思っております。やはり主体はあくまでも依存症になってしまいそうなりスクのある方、依存症になってしまった方々、この方々を中心にどう連携できるかというところがとても大切だと思っております。連携ができれば、色々なところに同じ相談を何度もしなければいけない、依存症の方が何度も同じ話をしなくても、うまく防いで、うまく治して、うまくやめられる、そういったことをできるような方策はないのだろうか。個人情報の取り扱いも含めて、どのようにギャンブル依存症にならない社会、なっても安心な社会をつくっていけるのかというところを、ポイントに置きながら、この議論に参加させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○樋口会長 吉倉委員、どうもありがとうございました。

浜田委員、お見えになったばかりですけれども、5分程度で御意見いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田委員 お願いいたします。

経済アナウンサーの浜田節子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、現在、経済番組を担当しております他に、小学生から大学生までの学生、また社会人を対象といたしました金融教育、いわゆる金融リテラシー教育にも携わっております。また、政府主催の「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」では、平成24年より審議委員を務めております。懇談会におきましては、債務問題を初め、カードローンや消費者金融に対する取材を基に問題を洗い出しまして、その対策をメンバーの皆様方と検討しております。

特にギャンブル依存症との関連では、ギャンブルに起因する多重債務や貧困が同懇談会においても議論の対象となっております。この点に関しましては、昨年6月開催いたしました第11回の懇談会で日本弁護士連合会よりギャンブル依存対策推進に関する

意見書の資料提供がありました。

ところで、平成29年の厚生労働省の調査では、ギャンブル依存を疑われる人がおよそ320万人にも上るということです。これは成人人口のおよそ3%から5%に当たるわけですし、社会問題と言える状況です。ただ、特別な人が依存症になるとは言い切れず、当初は公営ギャンブルですとか遊技などのギャンブルを楽しんでいた方々の中から、次第に自分がコントロールできなくなって、日常生活や社会生活に支障を来す人が出てくるという実情がございます。

依存症であることを放置しておく、回復が困難な状況に追い込まれる可能性が高まって、その結果、鬱病を発症するといった健康問題に始まり、家庭内の不和などの家庭問題、人間関係のトラブルですとか仕事上での能力の低下、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題への発展が指摘されております。また、多重債務や破産、貧困といった金銭、経済的問題が生じる場合も少なくございません。

もちろん、ギャンブル依存症は治療や支援によって回復が可能です。しかし、本人が依存症であることを自覚していない場合が多いという問題があります。したがって、依存症やそれに伴う多重債務の状況から抜け出すには、本人の自覚を待つだけでは不十分で、御家族、医療機関、債務整理の専門組織、また自助グループ等と連携いたしまして、様々な側面からの解決の方法を導き出す必要もあります。公的か私的かの議論は別といたしまして、本人をサポートしながらの解決の道を見出していく環境を整備することは、避けては通れません。

この件に関しましては、昨年、金融庁、消費者庁から全国の地方自治体に対しまして、ギャンブル等の依存症に関連した多重債務問題に係る相談への対応マニュアルが示されたと聞いております。これを受けまして、ギャンブル等依存症の対処に困った場合の相談窓口が整備されるなど、依存症対策への公的な取組が始まっているようでございます。この流れを受けまして、この会議では、ギャンブル施設への入場制限など、具体的な方策について検討していく場面もあろうかと存じますが、私といたしましては、実際の現場や関係者の方々への取材を通じまして、ギャンブル等依存症を未然に防ぐ対策、また、再発防止に向けての取組などについて、具体的に御報告させていただければと存じます。

皆様のお役に立てますよう真摯に努力してまいりますので、どうぞお願い申し上げます。

以上でございます。

○樋口会長 浜田委員、到着されたばかりで、どうもありがとうございました。

引き続きまして、佐藤委員から御発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤委員　ありがとうございます。

NFCRノンファミリーカウンセリングルームの心理カウンセラーという肩書にこちらはなっておりますが、これは私が個人でやっておりますカウンセリングルームになっていきます。こちらに参加させていただいているのは、私自身は元夫がギャンブル依存症という家族の立場でございます。

15年ほど前、ギャンブル依存症ではないかと。その当時、このような相談機関なども本当に少なかったですけれども、自助グループ、セルフヘルプグループと言われている家族の会、ギャマノンというものはありましたので、そちらのほうで何とか知恵をいただきながら細々と数年やっていましたが、やはり先ほどから話に出ているように、ギャンブル依存症の本人というのはなかなか認めない。皆さん御存じのようにそうだけれども、家族自体も何年も、いや、うちは違うのではないかという否認の病と言われているのは、家族も同じようなことが起きておりますので、相談する箇所が少なかった当時は本当に大変なことだったかと思います。私自身もそのような経験をしながらやってまいりました。

そこで、常に参加させていただいていた自助グループのほうで、たくさんの方のそういう御苦勞も見てきましたし、今出たような消費者金融の多重債務の話ですとか、そのほかの精神疾患、鬱病になったりとか、自殺につながったりというような数々の方の現実をたくさん見させていただいてきましたので、そのような経験。もちろん自分自身がした経験もですし、周りの方たちが困った困り事というのをたくさん知っておりますので、こちら場で、どういう形で今後やっていけばそういう方たちの役に立てるか。

私自身も、私の元夫というパートナーは、一応、今、回復の道を。この依存症の業界では、治らないと言われていたけれども回復はし続けられるということがよく言われます。そこで、今、やめ続けて何とか11年経っておりますが、本人が言うには、またいつでもその病気に、病気と言われるのならば、いつでもその気持ち、脳のほうのおかしな作用が起きるのだということをよく言っております。そうやって言っている本人は比較的、それをとめるために自身の自助グループの中で仲間の手助けをしながら、何とか今日も一日やめているということをやっています。

家族の立場も、同じように苦しんでいる仲間、家族の方の支援をすることで、こちらでもまた間違った支え方。知恵がなかったので、債務整理しなくていいのだと言われても、いや、家族のした借金は返せるものは全部返してしましましょうというのが一般的な意見だと思うのです。家族がした借金、返せるものは家族みんなまで返してしまおう。返せばそれで終わると思っているのが一般常識なのですけれども、全くそれでは何も解決にならないということ。そういう知恵を社会に多く知っていただきたい。

今回、啓発週間ができるということで、私は今日お話を伺っていて、あちこちの業界で相談窓口がそんなにたくさんできているということ、今、実際、自助グループに来て困っていて大変なのだ、大変なのだとおっしゃっている方は、そんなにたくさんある

ということを御存じではない方たちがとても多いですので、それを本当に社会に広めていくということ。せっかくできたそういう場所を使わないのはもったいないので、ぜひそういうことの何かお手伝いができたらなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○樋口会長 佐藤委員、どうもありがとうございました。

続きまして、田上委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○田上委員 私はNP0法人ヌジュミの施設長で当事者サポートをしています。どうぞよろしくお願いいたします。

NP0法人ヌジュミは横浜市地域活動支援センターとしてギャンブルや借金、買い物などに問題のある女性の回復を私たちの指針である12ステップを通してお手伝いする日本で唯一の女性専門の施設で、利用は無料です。

ヌジュミはギャンブルなどの問題で、やめたくてもやめられなかった問題を解決して、やめ続けてより良い生活を身に着けた女性たちがサポートしています。今も苦しんでいる女性たちが「去年の今頃から問題行動をしていない」という期間までの安心できる居場所を提供し、女性たちの問題行動にあった弁護士、司法書士、行政、医療、自助グループ、各関係機関、女性の他の施設と連携して問題を解決していきます。

施設長である私のギャンブルは、様々なギャンブルとパチンコでした。ギャンブルに大金をつぎ込み、やめたくてもやめられず、死ぬことばかりを考えるようになり、私の家族が相談機関を見つけてくれて川崎市中央保健所の精神科医に出向きました。「あなたに合えば」と紹介された病院の精神科に入院をしましたが、その後も私のギャンブルは止まらず5回も入退院を繰り返しました。

5回目の退院時に横浜市の市民団体が開催した「横浜アディクションセミナー」に参加して、偶然にもこの日がギャンブル依存症者のための自助グループの発足の日であり、私はそこに参加し発足29年以来のメンバーでもあります。私は同時に、社会復帰のための、薬物依存者の回復施設である「横浜ダルク」に通いました、しかし私のギャンブルは止まらず、東京にあるアルコールと薬物依存の施設である「みのわマック」に通所しました。最終的にアルコールや薬物依存という問題の行動は違うけれど、やめ続けて生活していくという点で共通していることに気が付きました。私と同じような年代の人もいて、「生きていくのがどうにもならなくなった人たちが、新しい生き方を目指している仲間たちの分かち合いに共感」して、「私もあの人たちのようになりたい、私も生きていていいのだ」と気が付き、それまで約10年間止まらなかった私のギャンブルは止まりました。

数年後、当時、隣に座っています中村委員や他の男性が施設をつくっていたのですが、当時は男性のみの入寮、通所で、女性は受け入れていなかったんです。

そこで私は、何かできないか、女性が助かってほしい、どうして助けられないのかと考えました。「だって男性も、みんな女から生まれたのに、女をどうしてケアしないの」という怒りのような思いが強くなり、色々な人たちに相談して「女性のケアは本人しかできないんだよ」と教えてもらい、そういう考えの人たちに支えられて、ヌジュミを始めて12年になりました。

ヌジュミの初期の資金は、女性だけの政党や製薬会社や県などの助成金をいただき、更に募金活動や寄付金など、支援者の理解と女性の当事者たちの応援を得て、任意団体として開設しました。現在では横浜市からの補助金をいただいて、平成31年度も維持できる見通しがたっています。一生懸命やってくださる事務方が本当に能力のある人で、支えられています。

利用者との条件が合えば他県からも横浜市に移住して、横浜市に保護を申請して、各調査はありますけれども、その調査が通れば生活保護を受けて、回復の道に行かせてもらっています。

先日、利用者に「どうしてギャンブルを始めちゃったの」と聞いたことがあります。「なぜ始めちゃったのかわかんない」と皆さん答えますね。なぜ始めたのか。私もわからないのですよ。何で始めたのかわからない。やはり環境だったのかなと。

私の場合は、親父は4人も子供をつくりながら競輪、競馬にのめり込んで勝手なことをして、私は競馬場で母と手を引っ張りながら父を探しました。母はそんなことを、もっと苦しいことも私に話してくれました。

まあ、しょうがないことです。最初のころだから、私でさえギャンブル依存症なんてことはみんな知らなかったのではないかというか、久里浜だってやってくれなかったしね。本当に30年前はどこに行ってもいいかわからないのですけれども、最初にかかった精神科の先生も、僕のやり方は間違っていたのだ、何も君には役に立たなかったねと言う精神科の先生だったのですけれども、ギャンブル依存症という本を出していただいて、今は理解してくださっていますね。そういうわけで、少しは私は役に立っているのかなと思っています。

現在、施設の登録者は15人です。ヌジュミでは随時、通所の方を受け入れていますので、途切れなく女性が来てくださっています。主にインターネットでホームページをご覧になっての問い合わせです。本人が本気でやめたいと認めていれば、当施設の指針を使って生活していくことが、安全な方法だと実行してくださいます。ですが、家族や関係者の方が一緒に来られる場合の多くの、本人の考えは「自分は仕方がなく連れてこられたのであって、ギャンブル依存症者じゃないと思う」という否認の状態になりがちで、認めるまでに少しですけど時間がかかります。

また、首都圏で唯一、刑期を終えた女性たちで、事情がある方が、保護観察官たちが見守る中間施設で数か月間、入寮して、資金をため社会復帰される施設があるのですが、その保護観察の方からの紹介で来られ、ヌジュミプログラムを修了された方もいます。

その施設ともネットワークを大事にして、刑務所へのメッセージも考えています。

私がどうして様々なギャンブルやパチンコ・パチスロにのめり込んだのかという経験を伝えています。

施設に来てくださった女性たちが個人個人に合った生活の中に、過去の自分の反省点を少しずつ変えてもらおうよう、さらにギャンブル場があるからいけないのではなく、それも問題かもしれないけれども、やる側にも問題があるのだよということも伝えています。

意見を持つと、ギャンブル場を全部たたき壊してやろうとか、あの人たちの怒りはすごいですよ。ぶっ壊してやろうとか、蹴とばしてやろうかと思ったけれども、捕まったら事件になってしまいそうだからやめたんです。結局やらないでここへ来て良かったと言ってくくださる方もいます。怒りがギャンブル場に向いている人もいますのだけれども、「変えられないものは過去と自分以外の人、変えられるのは未来と自分自身」ということを、繰り返しこれからも伝え続けようと思っています。

どうもありがとうございました。

○樋口会長 田上委員、どうもありがとうございました。

続きまして、中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員 ワンダーポートの中村です。よろしくお願いします。

私は当事者です。19年前に横浜市の瀬谷区というところで、今日資料を配っていたのだけれども、ギャンブルの問題を持っている人の回復施設を立ち上げました。当事者がスタッフを務めるアルコール・薬物回復施設を真似てというか、倣ったミーティング中心のプログラムでした。ギャンブル依存症はアルコールや薬物依存症と同じ背景があるという形で始めました。実際にやってみたら、自分の体験が生きないというか、要するに依存する背景が様々で、自分の回復の経験は余り役立ちませんでした。

最初は、GAに行くということをワンダーポートに入所した皆さんにやっていたのだけれども、もちろんGAが合う人もいますが、合わない人が多く回復には時間がかかるという話を信じてやっていたのだけれども、どうもそういう問題ではないということがわかってきました。当時、社会の中では2000年ぐらいから発達障害という言葉が出てきたりして、どうもこの人はギャンブルをやる前から生活ができていないよねという人が増えてきて、その中で発達障害の診断を受けてもらったら広汎性発達障害とかいう診断が出たり、あるいは軽度の知的障害が出たりしました。

では、依存症と発達障害をまず分けて考えようというふうに、開設後4、5年が経過した頃考えるようになりました。その次に見えてきたのが、発達障害といっても必要な支援は一人一人違うということです。発達障害とか知的障害の診断や傾向のある人はGAに行くのをやめてもらって、ちょっとミーティングのやり方を工夫したりしていたので

すけれども、発達障害を見る中で、人間の多様性とか奥の深さみたいなものを知ったときに、発達障害がない人も結構グレーな人がいるぞとか、あるいは自助グループに行く目的は何なのだろうとか色々考えたときに、そもそもギャンブル依存症という病気はあるのだろうかということを考えるようになりました。

この資料を見ていただきたいのですが、今はやはり背景があると思っています。この資料に書いてあるのですが、要はギャンブルが原因ではなくて、元々将来の目標が見出せないとか、金銭管理が苦手だとか、後先考えずに行動してしまうとか、そういう背景がある人がパチンコとか競馬とかに触れることによって、ギャンブルから抜け出せなくなると考えています。

だから、今、ワンデーポートで私たちは病気という言い方はしていません。利用者さんに最初のころ、あなたは依存症という病気にかかっているのですよと説明していたら、皆さんやはり違うと言います。その場では「はい」と言っても、いや、あのときは違うと思っていたと後から言ってくれるのです。言い方を変えて、困っていることは何ですかと。お金が管理できないとか、借金だとか、対人関係がうまくできないとか、一つ一つ聞いていけば否認の病気などということは全くなくて、困っていることをちゃんと言ってくれるのですね。

依存症は否認の病気とか、こういう思考を持つ病気と言う考え方があって、その考え方を大事にしていると、目の前の人を理解するということができなくなってしまうと思います。「依存症を見て人を見ず」というのが、ワンデーポートを始めた頃にはあったと思います。

今は、本当にその人の幸せとか、その人の人生をどのようにつくってあげればいいかということを考えるということをやっています。やはり元々の背景がある人は多いですね。

今、私はリカバリーサポート・ネットワークの電話相談ではなくて対面相談のほうも週1回やっているのですが、そこに来られる方もワンデーポートに来られる方と重なっていて、お金の問題というよりも、やはりうまく生活ができないとか、そういうことで来られる人が非常に多いので、時代背景もかなり関係あるなと思っています。4号機が全盛のころは、本当に借金まみれで来て、仕事もくびになりましたという感じだったのですが、今の若い人たちは、元々の生きにくさとかを抱えながらパチンコ店を逃げ場に行っている人が多いと思っています。

パチンコは1日に負ける金額に限界があります。やはり掛金というか遊ぶ額に上限がある遊びと無いギャンブルはかなり違うと思っています。私たちの施設に今いる人の中では、やめることを目標にしていない人も結構いるのです。要は、例えば社会参加してしっかり働けるようになる人もかなりいます。そういう人にとってみれば、やめた後も、パチンコが必要ではなくなるとかいう人は多いのですが、もともと自立が難しいとか、あるいは背景に明らかな障害があって、仕事をするとか体調が崩れてしまうという人などは、金銭管理をしながら1円パチンコぐらいはやってもいいよねという感じでや

っています。実際に5年、10年、15年と支援して、それで進行性の病気になって何か問題を起こしたなどという人もいないので、やめるリスクにも目を向けていかないといけないのではないかなと思っています。

家族申告プログラムで、家族がパチンコが嫌いなので、少額のパチンコでもやめさせようとしていることがあります。弱い旦那の逃げ場になっているのがパチンコホールなのですが、その逃げ場を失わせることは私は危険だなと思っているのです。私に関わった人の中にも、パチンコをやめさせてしまったからこの人は自殺してしまったのではないのかと思われる人もいますので、やはりアルコール・薬物とはちょっと違うのではないかな。私はどちらかというとひきこもりに近いと思っていますのです。元々の生物学的要因と環境要因と社会的な要因が重なり合って恐らく依存という問題が生じると思うので、そういった意味では、ひきこもりや自閉症の人への支援を参考に対策が考えられるのではないかなと思っています。既存の障害サービスに携わっている支援者とか支援機関とのつながりを持つことがとても大事ではないかなと思っています。

ワンデーポートの連携のネットワークがこのリーフレットに書いてあるのですけれども、私たちはその人に必要なことは何でもやるというふうに思っています。ですから、ギャンブルをやめる、やめないということではなくて、その人の人生支援ですね。その人の人生をサポートしていこうという考え方でやっています。

先ほど教育ということがあったのですけれども、依存症の教育とは何かというと、恐らくお金の教育と余暇、人生にとって遊ぶこととは何なのだろうかとか、そういうことを教育することが重なってくるのであって、悲惨な体験談を聞かせて不安をあおるように、ギャンブルをやれば誰でも依存症になりますよみたいな、そういう教育は、私は余り役に立たないのではないかなと思っています。

だから、私は思うのですけれども、依存症というのは特別なものという捉え方をしないで、今の社会の中である既存の制度とかサービスは十分使えるし、そういった意味で言うと、余り特別なものという捉え方をしてやる必要はないのではないかなと思っています。

最後に一つ、就労支援ということでハローワークの専門援助の方に言われたことですごく皆さんにお伝えしたいことがあります。私は10年くらい前まで名刺にギャンブル依存症回復施設と書いてあったのですが、あるときその方に言われたのですね。「このギャンブル依存症というのは取ってしまったほうがいいんじゃない。あなたがやっていることは、知的障害とか発達障害のそういう人の支援なのだから、ここに来るときはギャンブル依存症は取ってしまったほうがいいんじゃない。」と言われて、それで取ったのです。私たちが今、ネットワークを組んでいる地域の支援機関は、ギャンブル依存症という特別なものがあるというふうには思っていないし、人間としてその人に必要なことをどのように提供していけばいいかということを理解してもらっています。

私がワンデーポートに関わってきた人は短期利用や面談だけの人も入れれば恐らく

1,000人以上いると思っています。その1,000人の人たちの声を、あるいは声にならない声を届けていきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○樋口会長 中村委員、ありがとうございました。

それでは、ユウ委員、お願いします。

○ユウ委員 このような場所に出席できて光栄だと思っています。

ギャンブルというか、賭け事をやらなくなってからまだ5年です。年はとっていますけれども、日が浅いです。自助グループとかそういうところに通った年月は長いのです。今日も長野県のほうから小泉委員が来られていますけれども、GAの長野、GAという名前ではなくて長野県の子育て支援センターでハンドブックというのをもらって、それが私がGAというところに行った一番初めです。昼間は家族の方が出ている、夜の時間になると保健師さんがいて、そこに出席したのが一番初めですね。

今年で60歳になるのですが、ギャンブル経験というか、多分、自分で思うのですけれども、おかしいギャンブルの方法をしてしまった年数というのは、平成元年ぐらいからです。長年にわたって借金とか、嘘だとか、色々なことを塗り固めていって、今現在になって、たまたま相談をする機関が自分のところ、ああいうふうにしたほうがいいよ、こういうふうにしたほうがいいよというところから、もちろん家族にも支えられて今があるのです。先ほども佐藤委員から出たのですが、家族はよく似ているのですかね。諦めなかったのです。私も一回離婚しているのですけれども、諦めなかった方がいまして、何とか更生させたいという気持ちがあったのか。多分、子供がいなかったらさっさと別れてということもあったのだと思いますけれども、その後また同じ方と復縁しまして、今があるのです。

オープンにできたところが自分では良かったです。今まではひた隠しひた隠しにして、発覚したときからはかなりオープンでいきました。でも、ギャンブルはそうそう止まりませんでした。

ふと気がついて、色々な人に相談したり、自分も今、中村委員が言ったようにGAが合わなかった人間です。全然合わなかったです。こんなプログラムをやっていたって絶対回復しっこないじゃん。否認するとかそういう問題ではない。自分は知的にもちょっとおかしいところもあるし、色々なところがありますね。金銭管理も全然めちゃくちゃだしというところがありました。

だから、今は1週間に1度だけ、長野県の上田の自助グループに水曜日に通って、あとは自分に関わるようなことかな。発達障害の会だとか。今、一番楽しいのは、その発達障害の会というのが前は県主導だったのですが、今は市が委託されてNPO法人がやっているのですけれども、全然お金がかからないのですよ。来ている先生は私より若いのですけれども、SSTのパイオニアみたいな人が来たりして、大学でやっているの

ですね。生徒さんは福祉士だとかそういったところの資格を取るために一生懸命単位を取ろうとして、生徒さんの中には発達障害の人もいるのですけれども、その中でやっている活動がものすごくおもしろくて、一番年上なののですけれども、一番喜んでやっています。そこに合っていたのですかね。

色々なことをやっていて、発達障害のほうもで、ユウさん、ちょっとあなたの経験を聞かせてよなどといって、とんでもないといって色々ところで話をしたのですけれども、いやあ、借金5000万円もつくっちゃってとか言うと、みんな、ええなんて言って驚くのです。色々やってきた中で、自分が経験してきた中で、たまたま息子が映画だとかそういうのをつくったりしていて、そろそろオープンにしてもいいのかなと思っているのですけれども、それは自分の経験であって、その人その人に合わないかもしれないのですけれども、啓発運動とかをやろうとしているし、県のほうからも、ユウさんの秘密の映画見せてよみたいな話になってきているので、ちょっと自分が立ち会った場所だったらいいかなと思って、今、気持ちの中で動いています。

めちゃくちゃな話になりましたけれども、自分の話は以上です。ありがとうございます。

○樋口会長 ユウ委員、どうもありがとうございました。

それでは、最後に、私のほうからも少しお話しさせていただきたいと思います。私は、医療に関係する者として、少し意見を言わせていただきたいと思います。

まず、昨年7月ギャンブル等依存症対策基本法が制定され、今後、基本法に基づく基本計画が策定されることとなりますけれども、これは我々が待ち望んできたことで、そういう点でこのプロセスの中に入ることができるのは本当にありがたいと思っています。

先ほど浜田委員からお話がありましたけれども、2017年に実施された、我が国の成人を対象にした実態調査で、SOGSというスクリーニングテストを使いました。これはアメリカで開発されて、日本で翻訳されて標準化されたものなのですけれども、それによると、生涯のどこかでギャンブル依存症が疑われた者が、3.6%で推計値320万人。過去12カ月の間にそういう状況があったという方が0.8%で72万人ということでした。

しかし、これは御本人の話であって、この背後に実は大変な思いをされている家族の方々がいらっしゃるのです、問題の大きさがこれだけだということでは決してないと思います。我々は外来で患者さんを拝見していると、御家族の方がお見えになって、非常に大変な状況をお話しされて、本当に心が痛む思いをすることがよくございます。

実際にこのようにたくさんいらっしゃると推計されているのですけれども、治療にお見えになる方は非常に少ない。これは治療ギャップと昔から言われていて、本来治療を受けなければいけない人の数と実際に受けている人の数の違いをそのように呼んでいます。ギャンブル依存症の方は自分の問題を隠そうとしますし、ギャンブルを続けたい

ということがあるので治療機関を受診しようとしません。そのため、この大きな治療ギャップは依存症の特徴となっています。

もう一つ考えなければいけないのは、ギャンブル依存症のことを一般の方がよく理解していないことです。つまり、治療が可能なものであるということを理解していない、あるいは、もし仮に御自分の家族に問題があるときに、どこに相談すればいいのかよくわからないということがたくさんあるということです。その結果、相談や治療に結びつかないケースが多いと思うのです。そういう点では、やはり今後、啓発が非常に大事なのではないかと思います。

先ほどどなたか委員の方がおっしゃっていましたが、小泉委員でしょうか。一方で、精神保健福祉センターは各都道府県にある相談センターなのですが、この相談センターに相談されるギャンブル依存症関係の数は年々増えてきていて、恐らくギャンブル依存症が少しずつ認知されてきていることのあらわれだと思います。

我々の医療機関でも毎年、新患の数が増えてきています。しかし、増えてきているといっても、先ほどの70万とか300万という数から比べるとはるかに少ないわけで、そのようなことを考えて、今後、医療として望まれる対策について簡単に、これは全部網羅しているわけではないのですが、思いついたところでお話し申し上げたいと思います。

1つは、治療ができる施設が絶対に少ないと思うので、これをぜひ拡充していかないといけないということです。ただ増やせばいいというものではなくて、やはりその中できちんとした診療ができているということが大事なので、その診療を担うマンパワーの育成がしっかりできていないといけないだろう。マンパワーの拡充がぜひ必要だということですね。

例えば我々の久里浜医療センターだと、平成29年度から始まった厚労省の依存症対策全国拠点機関設置運営事業の一環として、今年度は4回、治療者や相談者に対するギャンブル依存症に関する研修を行ってきています。昨年12月に行った研修では、受講希望者が非常に多かったもので、来年度はさらに数を増やしていくことを考えています。

それから、各都道府県でも依存症の各地域の拠点ができつつありますけれども、今後、マンパワーの育成に貢献することが期待されております。

もう一つ、治療技術の向上が絶対に必要だと思うのです。受診されて、実際に治療を受けたけれども余り改善しなかったというケースがあったら、これはよくないわけです。そのあたり我々は、今後努力して向上させていかなければならないと思います。

今、AMED、これは研究費を配分してくださる機関ですが、ここから配分された研究費で標準的治療プログラムを作成して、その有効性を検証しているところです。

最後に、これは何回も出てきましたけれども、医療単独で回復支援を全て賄うのは絶対無理なわけで、各方面との連携が重要になります。これは今までの委員の方々の発言にも出てきました。相談施設、介護福祉施設、自助グループ、司法、就労支援、福祉サ

ービスとの連携をしていかなければいけないし、それから、事業者との連携ももちろん考えていかなければならないと思います。このようなことがきちんとできて、前に進んでいくのだと思います。そのため、そのようなメカニズムが今後確立されて、更に前に進んでいくことが望まれるところだと思います。

私、思ったことを勝手に言わせていただきましたけれども、このようなことが少しでも具現化していくような形で基本計画が作られていくといいなと思います。

以上です。ありがとうございました。

若干時間がございまして、言い足りなかったとか、もう少しここをつけ加えておきたいとかがございましたら、一つ、二つお聞きできますけれども、いかがでしょうか。

事務方のほうに質問等はなかったような気がしますけれども。

○中川ギャンブル等依存症対策総括官 特にこれまでの政府の取組等に対する直接の御質問はなかったかと思いますが、会長のほうから、若干お時間があるということですので少しだけ補足をさせていただきますと、我々事務方も過去2年間、政府で関係閣僚会議のプロセスの中で取り組む事務方のようなこともこれまでやってまいりました。同時に、我々の事務局ではIR制度の企画立案ということも併せてやってございましたので、色々な事業者の方、あるいは支援の御経験をお持ちの方と、これまで数年にわたり様々な御意見を伺う機会がございました。今日、15人の委員の皆様からお伺いしたことも非常に重い言葉をいただいたと思ってございます。これはある意味では私の全く個人的な見解ということになると思いますが、これまで伺った中で、やはり我々事務方として思っておりますのは、予防が非常に大事だということが、いの一番にあると思っております。

これまで研究者の方などからお伺いしたところでも、95%の方はレクリエーションとして健全にゲーミングサービスといいますか、ギャンブリングサービスを楽しむことができる。一方、5%の方はイエローカードが出るようなリスクが顕在化することがある。さらにその中で本当にレッドカードになっていくのは1%から2%ぐらいなのかもしれないということも繰り返しお聞きしたことがございます。そういう意味では、基本計画を作っていく中では、5%のイエローカードないしは1%のレッドカードの方に着目した支援をきちんと作り上げていくということも本当に大事だと思いますけれども、やはり95%の方を忘れることなく、95%の方が96%になり、97%になり、98%へというふうに、レクリエーションとして健全にゲーミングサービスを消費できるような環境なり啓発も含めてどのように取り組んでいくのかということは、非常に大きな要素になるというふうに我々としても、事務方としてもこれまでの経験で思っているところでございます。

そういう意味で、今日、背景のお話、あるいは背景が必ずしも全ての方に適合するソリューションにはならないという御意見もあったと思いますが、その部分を含めて、どのように予防に関連する対策を基本計画の中できちんと作っていけるのかとい

うことが事務局にも重い課題になっているなど考えている次第でございます。

これから委員の皆様の御意見を頂戴しながら、しっかりとした計画を事務局としても考えていかなければいけないと思っていますので、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

○樋口会長 ありがとうございました。

本日は第1回ですので、ギャンブル等依存症対策推進本部の副本部長である、ギャンブル等依存症対策推進担当の宮腰国務大臣に出席をいただいています。

宮腰国務大臣から御挨拶がございます。

まず、プレスを入室させていただけますでしょうか。

【報道関係者入室】

○樋口会長 それでは、宮腰国務大臣、御挨拶をよろしくお願いいたします。

○宮腰国務大臣 本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第1回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議に御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

昨年、ギャンブル等依存症対策基本法が制定をされまして、国が正面から対策に取り組むということになりました。私自身、大臣就任以降、会長を務めていただいております樋口先生が院長を務めておいでになります久里浜医療センターを訪問いたしまして、治療プログラムの現場で御苦労されている状況を拝見してまいりました。

本日、委員の皆様の議論を一部ではありますが拝聴させていただきまして、ギャンブルを初めとした依存症対策を進めるに当たりましては、個々の問題に対応した適切な支援が必要であり、また、御本人や御家族はもちろんでありますけれども、医療機関や行政、あるいは教育機関、地域社会、業界などが一丸となって包括的に取り組んでいく必要性を強く感じた次第であります。

私は、一億総活躍担当ということで、共生社会の担当をさせていただいております。その中には子供の貧困対策、休眠預金等の活用、さらには消費者担当大臣といたしまして、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴って、消費者教育を若い世代の方々にしっかりと講じていくということで、その中の金銭管理のための教育もこれからしっかりと進めていこうとしているところであります。

また、国際的にもシンガポールなどを初めとしてギャンブル依存症対策にしっかりと取り組んで、成果を上げている国もあります。

そういうことなども参考にしながら、政府におきまして、本年5月のギャンブル等依存症問題啓発週間の前までに基本計画を策定させていただきたいと考えております。そ

の際には、今日の関係者会議の御意見を丁寧にお聴きすることがまず何よりも重要であると考えております。委員の皆様方には今後も忌憚のない御意見をお出しいただきまして、闊達で中身の濃い真剣な議論をしていただきますよう心からお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○樋口会長 宮腰大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの方はどうぞ御退室をお願いいたします。

【報道関係者退室】

○樋口会長 宮腰国務大臣は、公務の御都合により、ここで退出いたします。ありがとうございました。

○宮腰国務大臣 遅れて来て、途中で出て申し訳ございません。この後、ひとつよろしくをお願いいたします。

【宮腰国務大臣退室】

○樋口会長 それでは、若干時間がございます。先ほど、委員の先生方、追加で御発言等がございましたらどうぞと申し上げましたけれども、10分ほど時間がございますので、何か追加で発言等がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

岡崎委員、どうぞ。

○岡崎委員 岡崎でございます。

またこの報告書のお知らせでございますけれども、先ほどの田上さんのヌジュミの件に関しましても、シンポジウムのシンポジストとしてヌジュミの竹腰さんという方が参加してくださいまして、そのお話は79ページのところから出ております。

また、真ん中には久里浜医療センターの松崎先生のお話で、その中にも久里浜の治療のことについてお話しいただいたものを起こしてございますので、御参考にしていただければというところでございます。

以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。

そのほか何か追加でございますでしょうか。

事務局のほうから何かございますか。

○徳永ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官 先ほど私の方では、例えば政府の取組については、できるだけ皆様方の御発言の機会をとということでかなり省略してお話をしましたものですから、なかなか御説明が行き届かない点があって、深くお詫び申し上げるところでございます。

今、皆様方から御意見を伺いました中におきましても、人材の育成とかについて色々指摘をいただきました。例えば、資料6の「ギャンブル等依存症対策の強化について」も33ページのところから、医師の方、あるいは保健師、看護師の方、精神保健福祉士の方、社会福祉士の方、公認心理士の方、多様な形でギャンブル依存症対策に取り組んでいただいている専門の方々のマンパワーをどう増やしていくか。こういったことの取組の課題はあり、また、これをこれからもっともっと考えていかなければいけないということは、重く受けとめているところでございます。

また、学習指導要領につきましても御指摘がございまして、学習指導要領解説の記載をさせていただいたということは、私、先ほど御報告させていただきましたが、増田委員のおっしゃるとおり、これからそれをどう実現していくか、本当に現場でどう実践していくかというのがまさにこれからの課題でございまして、文部科学省においても、更に色々な資料、あるいはそれをどう生かしていくかということを考えていただいているところだと承知しております。

また、民間団体の支援についての経済的な点について御指摘がありましたところについても、厚生労働省においても取組が行われているところでございます。

そうしたものを、事務局のほうで取りまとめて、次回には基本計画の案という形でお示しさせていただきたいと思っておりますので、今日の御指摘は重いものであったと受け止めておりまして、しっかりと反映させていければと思っております。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

他に何か追加はございますか。もし無ければ、予定の時刻も近づいてきていますので、本日の議論はここまでとしたいと思います。

なお、本日の内容につきましては、会議終了後、事務局から記者に対してブリーフィングを行いたいと思います。

また、議事録につきましては事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えています。

次回の日程など、事務局から連絡事項などがございましたら、よろしくお願いいたします。

○徳永ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官 次回の会議の日程につきましては、樋口会長とも御相談の上、委員の皆様方と御調整させていただきたいと思っております

ので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、以上で第1回「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。